



=粗大ゴミの処分方法について=

最近、町内において粗大ゴミを大量に処分する場合の方法等について問い合わせがよくあります。そこで、粗大ゴミの処分方法についてお知らせをいたします。

◇粗大ゴミで出せるもの◇

- 家具類、布団、カーペット、アルミ製品、調理器具、電化製品(テレビ・冷蔵庫・エアコン・パソコンを除く)

◇収集できないもの◇

- 法律で定められたもの(家電リサイクル法等):テレビ・冷蔵庫・エアコン・パソコン等
- 危険なもの:消火器、ガスボンベ、廃油、農薬、火薬類等
- 専門的なもの:自動車部品(タイヤ・バッテリー等)
- 事業系一般廃棄物

◇粗大ゴミ収集日◇

- 毎月第3火曜日(湯船・中和東)、第4火曜日(東和東・西和東)
*地域によって違いますのでご注意ください。
*収集日前日の夕方以降にお近くのゴミ集積場に出してください。



◇出すときの注意◇

- カーペットや布団等、大きいものは小さくたたみ、紐やロープ等で縛って出してください。
- 先が尖っていて危険な刃物類は紙や新聞紙等に包んで品目を明記して出してください。
- ガラスや鏡等は収集・処理時の事故防止のため、段ボール箱等に入れて出してください。
- 引っ越しや大掃除等で大量にゴミが出る場合は、自己搬入をご利用ください。また、事業系一般廃棄物は収集できませんので、ご注意ください。



◇自己搬入について◇

下記窓口にご連絡いただき搬入日・方法や品目、持ち込み量等について相談をお願いします。

施設名	相楽東部クリーンセンター
住所	〒619-1226 相楽郡和東町大字下島小字雨堤 18-1
電話番号	0774-78-4153(直通)
FAX番号	0774-78-4155
受付日	月曜～金曜まで 午前8時30分～午後3時30分 ※持ち込予定日の2日前までに連絡をお願いします。
休日	土・日曜日、祝日、年末年始
料金	32円/kg

◇事業系ゴミの処理について◇

飲食店、小売店、事務所、工場と言った事業所(農業や自治会活動を含む)から出たゴミは産業廃棄物(※)及び事業系一般廃棄物に分類されます。事業系一般廃棄物は一般廃棄物処理許可業者に依頼するなど適正に処理をお願いします。これらのゴミは町では収集することができませんので、家庭ゴミとして出さないでください。

※産業廃棄物については町で対応ができませんので、下記問合せ先に相談をお願いします。

京都府山城南保健所環境衛生課 環境係 TEL0774-72-4303

◇家電リサイクル法対象品及び小型家電リサイクルについて◇

テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機の「家電4品目」については法律によりリサイクルが義務付けられています。また、4品目以外の家電(パソコン・携帯電話・電子レンジ等)については回収サービス(外部団体)がありますので、ご利用ください。詳細は町ホームページよりご確認ください。役場環境衛生課までお問合せください。

【家電4品目リサイクル】

家電リサイクル法対象品の処分方法

https://www.town.wazuka.lg.jp/mokuteki/gomi_kankyo/recycle/2241.html

【小型家電リサイクル】

家庭用パソコンの出し方

https://www.town.wazuka.lg.jp/mokuteki/gomi_kankyo/recycle/2240.html



問合せ 役場環境衛生課 環境係
TEL0774-78-3007(直通)
FAX0774-78-2799